

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝己
九番	日比玲子
十番	田中五郎
欠席議員	なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事書局長	寺島正躬
議事書記	木野村幸子
議事書記	北中龍一

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
教育長	宮川浩兵
教育次長	木野村學
参事兼総務課長	山本繁美

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 諸般の報告

第四 議案第一号 副町長の選任同意について

第五 議案一括上程

議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第三号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第四号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第五号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第六号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第七号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第八号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

税務課長	高橋勉
住民保険課長	勇憲一
福祉健康課長	奥野政興
上下水道課長	豊田晃
都市環境農政課長	大平喜義
会計室長	渡辺雅尚

町長提出) について

議案第九号 北方町後期高齢者医療に関する条例制定について

町長提出) について

議案第十号 北方町道路線の認定について

町長提出) について

議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算 第五号)を定めるについて

町長提出) について

議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算 第三号)を定めるについて

町長提出) について

議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについて

町長提出) について

議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて

町長提出) について

議案第十五号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて

町長提出) について

議案第十六号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて

町長提出) について

議案第十七号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて

町長提出) について

議案第十八号 平成二十年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて

町長提出) について

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第五まで

午前九時三十四分 開会

一、議長 井野勝巳君 それでは、改めましておはようございます。

大変毎日寒い日が続いておりますが、全員の御出席をいただき

ましてありがとうございます。また、町長就任からちょうど一年が経過したところでございますけれども、三月はまた新しい新年度予算案についての御審議を賜るところでございます。きょうもまた、慎重審議の上、闊達な御意見をちょうだいしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから北方町第一回定例会を開催いたします。ただいまの出席議員数は十人でありまして、定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十年度第一回北方町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において二番安藤浩孝君及び三番廣瀬和良君を指名いたします。

日程第二 会期の決定

一、議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から三月二十一日までの十五日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から三月二十一日までの十五日間と決しました。

日程第三 諸般の報告

一、議長 日程第三、諸般の報告を行います。町長。

一、町長 おはようございます。

私の方から御報告を申し上げます件数につきましては、三件で

でございます。

まず第一点目は、お手元に配付をされておると思いますけれども、専決処分を求める報告第一号についてでございます。

これは平成十九年十二月三十日、二十二時四十五分ごろでございますけれども、北方町消防団が年末夜警の巡回中でございます。北方町北方一四三七番地先におきまして、前方と後方から同時に一般車両が接近してきたために、進行を譲ろうといたしまして、道路の左側に消防車両を寄せたわけでございますが、そのところ、電気の引き込み線に車両のはしごの部分が接触をいたしました。同番地の西川文子さん所有の家屋の屋根と、その電気の引き込み線に接触して破損をいたしました。その損害額十五万円を賠償したことになるものでございます。

なお、その全額は財団法人全国自治協会の自動車共済に加入をいたしております共済をもって対応させていただいたところでございますが、この事故に対しまして、当家に対する賠償をさせていただきます。

二点目は、樽見鉄道の連絡協議会の臨時総会が過ぐる一月十七日、大垣市役所において開催されました。

そのとき審議されました内容は、樽見鉄道株式会社への支援の継続についてというものでございまして、御案内のとおり同鉄道の第二次改善計画というものを承認させていただきまして、平成二十年度から平成二十二年度までの三年間をさらに引き続いて支援を行うというものでございました。ただし、平成二十二年度中に経営状況を確認いたしました見直し協議を行い、支援期間中においてでも経営の改善が図られない場合には、運営形態の変更や支援の打ち切りについて改めて協議を行うということもあわせて決定されたところでございます。この議決によりまして、沿線の

三市二町が向こう三年間行う支援額は三億七百五十八万円ということになるわけでございます。本北方町の支援額は年間二百万円でございますから、合計六百万円の支援を続けていくということにさせていただきます。

三点目は、平成二十年の第一回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の御報告でございます。

過ぐる二月二十日に岐阜市の柳津公民館におきまして定例議会が開かれたところでございます。

幾つかの議案がございましたが、まず議案第一号といたしましては、平成二十年の同連合の一般会計予算について審議されました。予算総額は歳入歳出それぞれ二億四千九百七十五万八千円でございます。主な歳入につきましては、各市町村の事務負担金が二億四千六百四十六万八千円のほか、雑入などで確保することという内容になっておるところでございます。歳出におきましては、総務管理費が主なものでございまして、そのための費用二億四千六百七十六万四千円を使用するというものでございました。

議案第二号は、平成二十年同連合の後期高齢者医療特別会計の予算についてでございます。この予算総額は、歳入歳出それぞれ千六百七十五億五千四百九十六万三千円と定めるものでございまして、主な歳入につきましては、市町村負担金が三百五億二千五百五十万三千円、国庫負担金並びに補助金が五百二十四億四千五百万九千円、県負担金補助金が百三十三億七千万五千円、支払基金交付金が七百四十二万八千五百三十三円などでございます。歳出につきましては、保険給付費のうち療養給付費など療養諸費が千五百九十四億八千四百九十一万八千円でございます。高額療養費が五十億一千八百三十四万二千円が主なものでございまして、このほかは予備費として十三億八百三十万円を計上されたと

ところでございます。

なお、電算処理システム機器借り上げ及び同機器保守委託料の平成二十年から二十三年までをそれぞれ三億六十六万円、一億五千九十三万八千円の合計四億五千七百九万八千円を限度として債務負担行為がなされておるところでございます。

議案第三号につきましては、平成十九年度同連合一般会計補正予算（第三号）を定めるについてでございます。既定の総額に歳入歳出それぞれ七億八千九十五万六千円を追加いたしました。その予算総額をそれぞれ十五億三千三百八十八万八千円とするものであります。内容は、国庫からの特例交付金七億八千九十五万六千円を歳入として、その全額を基金として積み立てるものであります。

議案第四号は、同連合後期高齢者医療制度特例基金条例を制定することについてでございます。高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図ることを目的として基金条例を設置するものでございました。

議案第五号 同連合職員定数条例の一部を改正する条例制定につきましましては、広域連合長の事務部局の職員定数を改めるものでございまして、これにより職員定数は現行の二十五人から二十八人と増員されることになったわけでございます。

議案第六号 同連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、これはもう既に御案内でございました。地方公務員の育児休暇等に関する法律の一部が改正されましたことによりまして、育児短時間勤務制度を導入するものでございます。その導入に当たりまして、職員の勤務時間や休暇の取り扱いについて規定をするものでございます。

議案第七号でございますが、同連合職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例制定について、これは議案第六号と同様の理由によりまして、育児短時間勤務制度を導入するものございまして、そのために条例制定が行われたものでございます。以上、いずれも提案どおり議決されました。

なお、一般質問も行われまして、美濃加茂市長の渡辺直由さんが、滞納者の被保険証の取り扱いについて質問をされたところでございます。答弁としては、一年以上の滞納者には資格証明を発行するが、納付については相談をしながら進めていく。また、短期については検討中であるけれども、二十年度中には結論を出して作成するという答弁でございました。

以上で御報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 次に、事務局より例月出納検査の結果、配付物の関係などの報告をいたさせます。事務局長。

一、議会事務局長 十二月定例会以後の報告をさせていただきます。

十二月十九日、一月十六日、二月二十日、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計、組合会計及び委託会計、財政調整基金、減債基金、公共下水道基金、学校基金、退職手当基金、公共用地取得基金、福祉振興基金、国民健康保険基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況について出納検査が行われ、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、係数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適切かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した結果、検査調査記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成十九年十一月三十日における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照

合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

十二月五日、地方自治法第九十九条第七項の規定に基づく財政援助団体等監査が行われました。

この目的は、平成十八年度補助事業のうち以下に示す事項、都市環境農政課所管、加茂土地区画整理事業負担金、加茂土地区画整理事業補助金、総務課所管、郡消防協会負担金、教育委員会所管、私立幼稚園就園奨励費補助金、町体育協会補助金、子供会育成協議会事業費補助金について、補助目的に従って事業効果を上げているか、補助要綱に違背していないか、事務処理は適切か、関係諸帳簿の保存状況は適正か、その他、補助要綱、平成十八年度総会資料（事業計画、予算等が把握できる資料）関係諸帳簿、その他の提出を求めた。

監査の結果は、各補助金等について申請、交付及び実績など関係書類の提出と、関係者から説明を求めて監査した結果、出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部の事務においては形式的で前年踏襲による執行が認められるため、社会経済情勢の変化を勘案した上で、真に必要な補助であるかを精査し、一層その適正化を期することが望まれる。

なお、監査意見書が提出されております。

財政援助に係る事務事業について、財政上の処理は適正に行われてはいるものの、ややもすると形式的な行為が見受けられる。社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を勘案して、適正な財政援助になるよう次の提言を行う。

一、私立幼稚園就園奨励費補助金。

各私立幼稚園に対する就園奨励費補助金の補助については、交

付規則上は保育料等の減免があれば補助金交付申請書を提出することとなるが、その添付書類について不適切な箇所が認められたが、保護者に対する幼稚園ごとの減免状況が十分に把握されておらず、一律に町の規則で定める補助限度額が申請され、申請額どおりに補助金が交付されていた。前年踏襲による一律的な支給方法を改め、規則に基づく交付申請手続を抜本的に見直す必要がある。

二、町体育協会補助金。

町体育協会から各団体に対する運営費名目で委託金が支払われているが、その使途の大半は会議費等に充てられており、会議の内容を見ると真に必要なものであるか疑問である。前年踏襲による一律的な支給方法を改めるとともに、透明性を高めるような措置について検討することを望む。

三、郡消防協会負担金。

負担金の使途については、行事後の懇親会に占める割合が非常に大きいと感じられる。飲酒運転厳罰化や懇親会費の公費負担に対する住民感情等社会情勢の変化を勘案し、必要な見直しをするよう望む。

平成二十年一月二十三日、平成十八年度執行の収入事務の管理状況のうち以下に示す事項、①調定の時期及び手続について、②納入通知書の発行状況と現金取扱状況について、③その他関連事務全般について随時監査が行われました。

監査の結果、対象事項について関係書類等の調査及び担当者から説明を求めて監査した結果、出納事務の管理状況はおおむね適正であると認められたが、監査意見書に述べる事項について十分な検討が必要であると報告を受けております。

なお、監査意見書が提出されております。

一、延滞金の徴収事務に関する事項。

収入未済額が完納された場合に延滞金を調定する規定のあるものについては、確実に調定して徴収事務を適正に行う必要がある。

二、納入通知書の取り扱いに関する事項。

(一) 施設使用料やコピー代等に使用する手書き用納入通知書について、受け払いの管理が行われておらず、書式への連番も付されていないなど発行状況が把握できない。納入事項別の書式につきり番号及び連番を付するとともに受け払い簿を作成するなど厳格な発行簿管理を実施する必要がある。

(二) また、管理体制を全庁的に構築した上で、納入通知書の発行使用に際し、事後の検証を可能にするため、書き損じが生じた場合の書き損じ処理及び利用をやめた冊子の未使用部分を使用不能とする処理を徹底する必要がある。

三、現金取扱員の領収印に関する事項。

関係課で保有する領収印は、その取り扱いに関する規定が定められていないため、各課において独自の方法での管理となっている。現金取扱員の領収印に関する公印としての管理規定が必要である。

次に、配付物の関係であります。

混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書二件、道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書の議決について、公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情書、鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺でなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、それぞれの写しを配付しておきました。

一、議長 ただいま報告のありました中で、議会運営委員会で決まり

ました。混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書及び道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書の議決については、厚生都市常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書及び道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書の議決については、厚生都市常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、土地開発公社より報告事項がありますので、報告をいただきます。参事兼総務課長。

一、参事兼総務課長 それでは、私の方から北方町土地開発公社の平成二十年度の事業予算につきまして御報告申し上げます。

去る二月二十五日、北方町土地開発公社理事会を開催しまして、議案二件について御審議をいただいております。

議案第一号は平成二十年度北方町土地開発公社の事業予算、議案第二号は資金計画についてであります。以上の議案第一号、議案第二号とも、いずれも原案どおり可決、承認されました。

なお、平成二十年度も北方町土地開発公社事業予算は、公有地の先行取得等の事業がありませんので、経常経費のみの十八万九千円となっております。

これに基づきまして、二月二十九日、町長あてに予算承認を求める書類を提出しまして、三月三日付をもって承認をいただきましたので御報告申し上げます。

なお、北方町施設管理公社につきましては、来る三月二十六日の理事会にて予算等の承認をいただきました。次回の定例会にて御報告をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

ます。

以上で、北方町土地開発公社についての御報告を終わらせていただきます。

一、議長 次に、西濃環境整備事務組合議会、本巢消防事務組合議会の報告等を事務局よりいたさせます。事務局長。

一、議会議務局長 続いて、西濃環境整備組合議会についてであります。

平成二十年二月十三日、平成二十年第一回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

議案第一号は、西濃環境整備組合監査委員の選任同意が行われ、大野町の川本卓男氏が監査委員に選任されました。

議案第二号は、平成十九年度西濃環境整備組合一般会計補正予算(第一号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百八十四万二千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十七億七千三百六十四万五千円とするもので、原案のとおり可決されました。

議案第三号 平成二十年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、分賦金総額十四億七千七百六十四万九千円のうち北方町分賦金は一億四千三百六十二万二千円となります。原案のとおり可決されました。

議案第四号 平成二十年度西濃環境整備組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ十七億七千四百五十万四千円とするもので、原案のとおり可決されました。

第一号から四号議案まで、それぞれ議案の写しを配付しておきましたのでごらんください。

続いて、本巢消防事務組合についてであります。

平成二十年二月二十七日、平成二十年第一回本巢消防事務組合

定例会が開催されました。

議案第一号は、本巢消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例の制定については、瑞穂市が三月三十一日に本巢事務組合を脱退するに当たり、公告式掲示場を削除する条例改正で、原案のとおり可決されました。

議案第二号の本巢消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例制定については、瑞穂市が三月三十一日に本巢事務組合を脱退するに当たり、新たな分署を設置することに伴う条例改正で、原案のとおり可決されました。

議案第三号の本巢消防事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定については、瑞穂市が三月三十一日に本巢事務組合を脱退するに当たり、職員定数を改正する条例改正で、原案のとおり可決されました。

議案第四号は、本巢消防事務組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い監査委員条例の見直しを講ずる必要があるため改正するもので、原案のとおり可決されました。

議案第五号 本巢消防事務組合管理者等報酬・費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い本条例を改正するもので、原案のとおり可決されました。

議案第六号は、平成十九年度本巢消防事務組合一般会計補正予算(第一号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六百八十四万七千円を追加し、九億五千六百五十五万円とする補正予算で、原案のとおり可決されました。

議案第七号 平成二十年度本巢消防事務組合分賦金については、総額六億五千三百八十八万三千円のうち、北方町分は三〇・九

七%の二億三百五十万八千円で、原案のとおり可決されました。

議案第八号 平成二十年度本巢消防事務組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ六億九千九十五万四千円で、原案のとおり可決されました。それぞれの議案を配付しておきましたので、ごらんください。

平成十九年十二月五日、郡町村議会議長会会長が県民ふれあい会館で開催されました。平成二十年度岐阜県町村議会議長会の事業、会費並びに課題等について協議されました。

平成二十年一月二十四日、県町村議会議長会、県町村会合同会議及び合同懇談会が岐阜グランドホテルで開催されました。平成二十年度の地方財政対策等について協議されました。

平成二十年二月二十二日、岐阜県町村議会議長会理事会が県民ふれあい会館で開催されました。平成二十年度岐阜県町村議会議長会事業計画並びに予算、岐阜県町村議会議長会役員の出発方法並びに規約の見直し等が協議されました。

いずれもそれぞれの議案等の資料を配付しておきましたので、ごらんください。以上であります。

日程第四 議案第一号 副町長の選任同意について

一、議長 日程第四、議案第一号 副町長の選任同意についてを議題といたします。

山本参事兼総務課長に退席を命じます。

参事兼総務課長 山本繁美君 退場)

一、議長 町長より提案説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議案第一号 副町長の選任同意についてを御提案申し上げたいと存じます。

二月以降空席になっております副町長職につきまして、議会の皆さん方にも大変御心配をいただいております。この職

につきましては、現在、参事兼総務課長としてよく精勤されております山本繁美氏を選任したいと思っておりますので、地方自治法第六十二条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

氏は昭和二十四年七月十三日、揖斐郡谷汲村徳積三一二で誕生されて、昭和四十三年三月、岐阜県立本巢高等学校を卒業。昭和四十七年三月に愛知大学法学部経営学科を卒業されまして、昭和四十八年四月から北方町役場に就職されたわけでございます。以降、今日まで三十五年間勤務されているのであります。現住所は本巢市石原四九番地の一でありまして、行政に対する手腕、識見、力量ともに卓越した能力を持ち合わせた人物であると思うわけでございまして、ぜひとも皆さん方の御同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

一、四番 中村広一君 山本さんは、現総務課長であり適任者だと思います。しかし、本巢市にお住まいですので、町長が万が一の場合副町長が指揮をとることになります。町内にも優秀な方がたくさんおられます。ぜひ次回からは町内の方の選任をお願いしたいと思います。

一、九番 日比玲子君 地方自治法では任期は四年になっていますが、前任の副町長はやめられて、残っているとは思いますが、町長がこの任期に入らんとしたら、解雇もできるようになっていきますよね、地方自治法では。そうしますと、残任期間を、例えばあと三年認めるのか、これから四年間なのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

一、町長 御指摘の点は、地方自治法に設定されておりまして、新し

く選任をしてから四年間というのが新副町長の任期ということになっておるわけでございまして、前任の副町長の残余の期間は、それを継承するのではなくて、新しく選任をさせていただいて就任後四年間の任期を全うしていただくということになっておるところでございまして、さよう承知をいたしております。

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。討論を省略いたします。

これより議案第一号 副町長の選任同意についてを採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第一号は同意することに決しました。

参事兼総務課長 山本繁美君 入場）

一、議長 山本参事兼総務課長に申し上げます。副町長の選任につきまして、ただいま議会は満場一致で同意することに決しました。

一言ごあいさつをお願いいたします。

一、参事兼総務課長 ただいま副町長の選任につきまして、議員各位の御高配によりまして御同意、御承認いただきまして、本当にありがとうございます。微力ではありますが、室戸町政の推進と北方町の発展のために精いっぱい努力する所存でありますので、議員の皆様方には、これまで以上の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございますが、お礼のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

日程第五 議案第二号から議案第十八号までについて

一、議長 日程第五、議案第二号から議案第十八号までを一括上げいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、提案説明を兼ねたその要旨をお話しさせていただきます。平成二十年第一回定例町議会が開催されました。新年度予算案を初め、諸議案の御審議をお願いすることになりました。議員各位には御多用の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私が町長に就任させていただきましてから、やがて一年と三カ月になるうといたしております。この間、折に触れて御指導、御鞭撻を賜り、今日まで無事に町政を担当させていただけましたことを心から厚く御礼申し上げる次第であります。

本年は、町制施行百二十年の記念すべき年に当たりますので、この一年を「古き郷土を知って、新しい郷土の発展を図る」を基本理念とし、「未来・創造 みんなでつくる北方町」をテーマに記念行事を展開し、この年を我が町にとって新しい飛躍の元年になるよう全力を挙げる決意であります。議員の皆様を初め、町民の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

さて、政府によりますと、我が国の経済状況はバブル崩壊後の長い低迷から脱却して、一部に弱さは見られるものの回復している。しかし、その回復状況は地域間にばらつきがあり、特に中小企業には景気回復が及んでいないところが見られるが、自立と共生を基本に改革への取り組みを加速・深化することにより、企業部門の好調さを保つことで、これが家計部門への波及効果となり、民間需要中心の経済成長が期待されるしております。しかし、私どもがこの地域で肌感じます経済の実態からしますと、政府の示す見通しは、期待や願望ではあっても、現実との乖離を思わざるを得ません。

例えば、サブプライム問題によるアメリカの景気後退によって

生じた世界経済の減速は收拾したのかという不安材料は払拭できておりません。この問題の本質は、簡潔に言えば金融バブルの崩壊とも言うべきものでありまして、単に米国の住宅ローンが焦げついたという単純なものではありません。金融機関が焦げつきのリスクを分散するために、住宅ローンを担保証券化して投資家に販売した。その資金で増資を繰り返したことにより信用拡大が起きた結果だと言われておりますから、極めて事態は複雑なであります。したがって、アメリカの経済の後退は、日本経済の減速へと連動することは明らかであります。その上に、原油高が物価の値上がり誘発する、いわゆる不況下で生産物や労働力の供給過剰が生じているのに物価が上昇するという典型的なスタグフレーションの傾向を呈しているからであります。

このように、依然としてあしたが見えにくい景気動向の中だからこそ、将来の見通しを誤ることなく、民主的で能率的な行政運営に心がけることの必要性を痛感しているところでもあります。とりわけ住民参加のまちづくりは、厳しい財政下においてこそ必要不可欠な条件であるとの立場から、公募による政策審議会に続いて予算等の説明を中心にした住民との対話集会を深めて、草の根民主主義の定着を図りたいと考えております。

もちろん、住民代表である議会との関係は、従来以上に緊密に保ち、互いに見得の努力を競って、一体となった行財政改革に邁進したいと思っております。議会の皆様の至高の御指導と御協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案について御説明を申し上げます。

今議会に提出いたしました議案は、今お願いいたしました人事関係一件、条例関係八件、予算関係八件、その他一件の合計十

八件であります。また、新年度予算規模は、一般会計は五十億一千百万円、特別会計は二十九億一千九百九十一万一千円、合計七十九億三千九十一万一千円でありまして、一般会計予算につきましては、前年度当初予算比で〇・〇二%の増となっております。この数値は、昨年とほとんど同額を計上したこととなりますが、民生費や教育費、公債費が増大する中で建設事業費、人件費などを極力抑える一方、町債の借り入れも減ずるなど、現在の本町の身の丈に合った予算編成に心がけた結果なのであります。どうぞ編成過程における呻吟に御理解をちょうだいいたしたいところがあります。

では、まず歳入歳出予算の主要なものにつきまして、予算の順をもって御説明申し上げます。

まず町民税につきましては、三位一体改革に伴い所得税から個人住民税への税源移譲が行われたことに伴い、所得税の住宅ローン控除を受けている方が全額控除されないケースが生じることになり、所得税から控除し切れない額を住民税で控除する制度が始まることとなりました。したがって、その影響を考慮して、対前年比千四百三十四万五千円、一・四%減の十億一千三百五十九万五千円を計上したところであります。

固定資産税の土地については、地価の下落に伴う土地評価の時点修正はあるものの、前年度並みを見込みました。家屋については、住宅新築の要因等を加味し、対前年比七百二十七万七千円、〇・七%増の十億四千五百二十五万六千円を見込み予算化いたしました。

軽自動車税については、自家用軽四輪乗用車の増に伴い、対前年比百五十六万二千円、六・四%増の二千五百八十五万六千円を計上したところであります。

町たばこ税については、健康志向のため禁煙等により本数は微減しておりますけれども、昨年のたばこ税の値上げによる影響もあって対前年比百三万三千元、〇・九%増の一億千三百二十五万円を計上させていただきました。

これらにより、今年度の町税全体における税額は、対前年比四百四十七万三千元減の二十一億九千七百九十五万七千円の予算計上をしたところであります。

地方交付税につきましては、地財計画を初め、今年度から創設される地方再生対策債及び前年度決算見込み額などを考慮いたしました。普通交付税を対前年度比二千七百五十万円増の八億六千七百五十万円、特別交付税は「頑張る地方応援プログラム」への取り組み経費の上乗せ等を見込み、対前年比一千万円、三八・六%増となる四千五百万円を計上しております。

次に地方特例交付金は、住宅借入金等税額控除による個人住民税の減収を補てんするために創設された減収補てん特例交付金及び平成十八年度から廃止となった恒久減税特例交付金の経過措置として交付される特別交付金と合わせ二千五百万円を計上したところであります。なお、財源不足となる三億七千万円については、財政調整基金や学校基金等から繰り入れております。

また、各種事業等に伴う町債については二億六千六百七十万円を予算化しておりますが、そのうち国が全額補てんしてくれる臨時財政対策債一億九千四百十万円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございます。

明治二十二年の町制施行以来、平成二十年七月一日に百二十周年を迎えるに当たりました。今年度には記念事業イベントを開催いたします。従来の既存事業を中心に新しい企画・工夫を凝らした記念事業を初め、記念式典や特別講演会、ふれあいコンサート

等を計画いたしております。また、中学生が企画・実施するイベントなど、町民の幅広い層の大勢の方に参加していただける記念事業となるよう予算措置を講じております。

今年度で北方町第五次総合計画が終了することとなっております。前年度に住民意識調査を実施いたしました。この結果を踏まえて、またこれからの町民と行政が一体となった新しいまちづくりの指針となる北方町第六次総合計画を策定するため、所要の予算を講じたところでございます。

住民参加による草の根民主主義を根づかせるために、今年度も引き続き政策審議会を開催させていただきました。二年目となりますので、町政全般についてより積極的な意見を賜り、施策に反映していきたいと考えております。

また、新年度予算の内容を住民に理解していただくための説明会、対話集会を開催し、町の行財政状況を正しく理解していただくとともに、住民が参加できるシステムづくりの確立を目指してまいりたいと考えております。

ケーブルテレビの加入促進助成金については、平成二十三年七月から地上デジタル放送に完全移行となりますので、引き続きケーブルテレビ網への加入促進を図るため、今年度においても集合住宅及び新築世帯を対象にして百二十戸分の助成金二百四十万円を計上させていただきました。

現在、町内における公共交通機関としては、岐阜乗合自動車によるバス路線が住民の足として運行しておりますが、住民の利便性向上のために、引き続き岐阜地域公共交通等調査検討協議会において、関係市町と連携をとり協議を進めるための予算を計上いたしました。

また、一方で町内のバス路線の住民の利便性を考慮したバスタ

ーミナル設置の実現に向け、その候補地として県営北方団地内に用地を確保するため、県関係課と協議を進めております。しかしながら、県との諸問題を解決するためには隔たりがあり、相当の経費と時間が必要で、今後、具体的な協議を進め、バスターミナルの設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

樽見鉄道株式会社への存続支援につきましては、過去三年間支援してきました結果を踏まえ、平成十九年度に沿線市町連絡協議会において、樽見鉄道の経営状況や今後の見通しなど、コンサルタントの分析、意見を参考にして協議を重ねた結果、平成二十二年度までの支援継続を決定したところであります。よって、当町においても、その助成金の限度額となる二百万円の予算措置を講じております。

岐阜県、岐阜市を初めとする県下全市町村が、今年度より県下の初のプロスポーツチームとなったサッカーのFC岐阜を支援するための出資金百万円と、新たに地方公共団体が共同で地方公営企業等金融機構を設立するための出資金百二十万円の計上しております。

東海・東南海地震等を初めとした大規模震災の発生に備え、安全・安心な施設となるよう、前年度実施した耐震補強計画と工事の実施設計に基づいて、中、北の保育園及び児童館の耐震補強工事と老朽化に伴う大規模修繕を行うための所要の予算、合わせて七千六百六万三千円を計上しております。

子育て支援の一環として、現在第一子と希望者に行っている助産師による赤ちゃん訪問を、全赤ちゃんへの訪問に拡大することに係る助産師雇い上げのための予算三十万円の計上しております。それから、妊婦健診のときの助成券発行は、現在県内で出産する三十五歳未満の妊婦に対して二枚、三十五歳以上には三枚発行

してまいりましたが、さらに負担を軽減し、積極的な妊婦健診受診を図るために、本年度から全妊婦に対して六枚発行することとして、県外で出産する妊婦にも同様の助成をするよう所要の予算六百三十四万五千円を計上いたしました。

麻疹・風疹の予防接種についても拡大を図ってまいりたいと思っております。昨年、高校生や大学生において麻疹が流行しました。これにより予防接種法施行規則の一部が改正され、平成二十年度から五年間という期限つきで中学一年生及び高校三年生に対して麻疹・風疹の予防接種が行われることになり、こうした対象者の増加にも対応するための予算百九十九万一千円を計上いたしました。

特定健診受診の国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに相当する方への積極的な支援、予備軍の方への動機づけ支援、異常のない方及び治療中の方を含む受診者全員への情報提供等の保健指導を実施いたします。特に積極的支援については、三カ月間にわたる数回の指導と六カ月後の評価、動機づけ支援は生活習慣改善のためのプラン作成支援と六カ月後の評価、情報提供では生活習慣病予防、あるいは重症化予防のための資料提供などを行い、現在ふえつつある糖尿病などを予防することを積極的に推進いたしてまいります。

乳がんは、近年増加傾向にあり、年間三万五千人が発症し、死亡率も増加しており、特に六十五歳未満という比較的若い世代では、女性のがん死亡の第一位になっております。このがんは、早期発見できれば小さな手術で済み、心身への負担を緩和でき、生存率も高くなりますので、検診の受診率を高めることが重要となります。従来マンモグラフィに係る費用の全額を住民の皆様が負担いただいておりますが、受診者の経済的負担を軽減するた

め、一部を助成するように所要の予算を計上したところであり
ます。

ごみ対策についてでございますが、本町のごみ処理拠点であり
ますリサイクルセンターは、平成十七年度稼働以来、町民から利
用しやすい施設として好評をいただき、ごみ搬入量も毎年増加し
ております。今後も限られた資源の有効活用を促進するために、
粗大ごみ処理業務の充実と迅速な処理業務等を図る所要の予算措
置を講じております。

地球温暖化対策につきまして、近年オゾン層の破壊、野生生物
の絶滅等地球温暖化が世界規模で議論されております。石油から
生産されるレジ袋は、日本全体で年間三百五億枚と推計され、そ
の生産と廃棄に係る費用は石油換算で六億五千万リットルに達す
ると試算されております。岐阜県では地球温暖化対策として、今
後三年間でレジ袋使用の削減と有料化を全市町村において取り組
むべき運動として展開・推進されております。本町も、消費者と
事業者の協力を得て、今年度の早期にレジ袋削減運動を推進して
まいります。

農業振興対策は、本町の農業振興地域における担い手農業経営
者により、農用地の約二〇％が利用集積され、効率的な農業経営
を目指しておりますが、これらの担い手農業者を中心とした小麦
のブロックローテーションの継続と、町の実情に合わせた農業振
興を推進してまいります。

商工業の振興対策については、引き続き商店街の活性化事業等
を助成するための融資制度を初め、商工会への補助金千七百四十
一万八千円を計上しております。

また、未来タウン北方ふれあいまつり、門前市についても、ま
ちおこし、活性化対策として引き続き事業を推進するとともに、

今年度より北方まつり実行委員会（仮称）の設立により、伝統の
ある北方まつりを一層充実させるため、所要の予算二百五十一万
二千円を計上いたしております。

観光事業につきましても、観光協会を中心とした各種イベント
事業について所要の予算措置を講じております。

加茂土地区画整理事業については、平成二十二年度の完了を目
指し、順調に工事が進められております。今年度は天王川護岸整
備、家屋移転及び本換地処分の事前調査となる換地測量が主な事
業となります。これらに要する経費として三千四百二十五万円を
計上いたしております。

また、高屋西部地区については、まちづくり基本計画の素案作
成と都市計画道路の見直しを行ってまいりましたので、今年度は
仮同意の取りまとめに向けた事業計画案を作成する業務委託、及
び市街化区域へ編入するための都市計画マスタープランの見直し
業務委託に要する所要の予算九百六十五万円を計上しております。

公園事業につきましては、加茂土地区画整理事業により創設さ
れた三公園のうち、一号及び三号公園についてはおおむね整備が
完了いたしました。残る二号公園につきましては、町制施行百二
十周年記念公園に位置づけ、緑あふれる憩いの場となるよう公園
として整備するための所要の予算三千万円を計上したところであ
ります。

防火・防災対策につきましては、東海・東南海地震等を初めと
した大規模震災の発生に備え、平成十八、十九年度の二カ年で防
災行政無線のデジタル化更新工事が完了しましたので、今年度は
これを利用した全国瞬時警報システムの整備工事費八百万円、さ
らには公共施設にケーブルテレビ施設を利用した緊急地震通報受
信機の設置に要する経費として百四万二千円、各備蓄倉庫に配備

する災害時用ユニバーサルトイレ整備事業費五十万円等、一層の防災対策の強化を図るための予算を計上しております。

また、町内全域に配備してあります消火栓やホース格納箱等についても、引き続き新設及び修繕等施設設備の充実を図るため予算二百九十万円を計上いたしております。

教育につきましては、北方町教育総合五カ年計画に基づき、さらに輝くひと・まち」をはぐくむ第三年次の教育を、PTAや地域住民の積極的な協力を得て進めてまいります。

学校教育については、教育改革の流れに柔軟に対応しつつ、時代を超えて変わることのない知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子供を育てるため、能力開花推進事業を継続・推進します。

この事業は、未来の北方を託す子供たちの基礎学力、英語力、表現力を育てるとともに、ふるさとを理解し、大切にすることを育てようとするものであり、今年度はその三年目となります。その諸経費として総額二百二十六万六千円を計上いたしました。また、ふるさと北方を学習するための副読本「マイタウン・北方」を全面改訂する予算として九十万六千円を計上いたしております。

公約でもあります心の教育推進事業につきましては、前年度同様、幼児、児童・生徒のモラル、規範意識、実践的な態度を育てるため、幼稚園、各小・中学校に必要な予算百五十万七千円を計上いたしました。

能力開花推進事業と心の教育推進事業の諸経費の執行については、幼児、児童・生徒の実態に即応した経費の執行システムが最適であるという判断から、今年度は校長の裁量権をできる限り拡大する方向で進めてまいりたいと考えております。

安全対策、環境整備については、次の事業を行う予定であります。

一つ目は、幼児、児童・生徒の安全・安心な登下校の確保であります。今日までに、学校安全指導員一名、登下校安全巡視員六名を配置するとともに、百名の見守りボランティアを結成したところであります。今年度は、新たに小・中学校PTAの協力を得て五十名の見守りボランティア隊を結成する予定であり、そのために必要な予算を計上いたしております。

二つ目は、小・中学校への空調機器としての扇風機の設置であります。今年度は設置事業の二年目に当たり、小・中学校の二、三階普通教室、三十教室を対象に、一教室三台ずつを設置する予算として、四百九十三万五千円を計上いたしました。

三つ目は、北方中学校のプール建設であります。今年度は本体の建設工事に必要な予算一億四千五百万円を計上いたしております。

このほか、環境は人を育てる」という立場から、幼稚園、小・中学校の施設設備の改修工事として、北方幼稚園遊具等の修繕及び塗装工事費百三十一万四千円、北方西小学校体育館の屋根改修工事費六百四十二万円、インターホン取りかえ工事費二百七十三万円などを計上いたしております。

学習指導につきましては、能力開花推進事業と関連させ、基礎学力の向上、個性の伸長、道徳性の涵養を期し、これまでの事業を充実させて重点施策を進めてまいります。

まず、特別支援教育アシスタントを新たに二名増員し、十一名体制で指導するための予算として八百三十六万円を計上いたしました。この制度は、LD、ADHDなど、いわゆる発達障害のある幼児、児童・生徒に対して、きめ細かく行き届いた教育を行うものであります。

次に、学力向上を図るための町費による四名の常勤講師につい

ては、今までは単独授業を行うことができませんでしたが、今年度からは単独授業ができる方向で整備を図り、一層、児童・生徒の学力向上に資する運用を検討いたしてまいります。

英語活動については、二名の外国人常勤講師を小・中学校に継続配置するとともに、各国の外国人を園、学校に招いて国際交流学習を推進してまいります。

教育相談員については二名を継続配置し、適応指導教室「大空」に継続配置する職員と各学校の教育相談員との連携を密にして、不登校傾向にある児童・生徒の社会適応指導や悩み相談、保護者の子育て相談等に対応してまいります。

学校図書につきましては、精神活動の重要性にかんがみ、所要の予算を計上いたしました。

北方町道徳教育推進事業については、さきに述べた心の教育推進事業と関連させながら、園、学校が足並みをそろえて規範意識の高揚に努めてまいります。

社会教育は、町民一人ひとりの興味、関心や年齢に応じて豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、教育総合五カ年計画に示した「元気の出る一きらり活動」を住民参加によって推進いたしてまいります。

未来につながる心の糧作品公募事業は、未来に生きる人々へのメッセージとして継続実施いたしてまいります。今年度は、テーマを「ふるさと」とし、そのための必要経費として百九十八万六千円を計上、あわせて百二十周年記念にふさわしいイベントを特別企画する予定であります。

次に、生涯学習センター・きらりホールの事業は、文化の薫り高いまちづくりに資する自主事業を年五回、住民の手による自主事業を一回開催するための予算として九百万円を計上させていた

だきました。

町民の生きがいづくりを進めるために、高齢者大学に代表される社会教育事業、家庭教育学級などの公民館事業、北方ふれあいクラブを中心とした社会体育事業、ふるさと自然発見工房などの生涯学習事業を継続するため、所要の予算を計上したところであります。

町民の健康増進と余暇のスポーツ活動の充実については、前年度立ち上げました「地域スポーツを考える会」を発展させ、北方町独自のスポーツクラブのあり方の検討に入る予定であります。

国民健康保険事業についてであります。伸び続ける医療費を抑制することを目的の一つとして順次施行されている医療制度改革は、今年度も引き続き施行されます。

その主なものを上げますと、後期高齢者医療が施行されることに伴い、老人保健拠出金にかえて後期高齢者支援金を納付することになります。生活習慣病予防の徹底を図るため、生活習慣病に関する特定健診と、その結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、特定保健指導の実施が各保険者に義務づけられました。この特定健診、保健指導の実施結果に基づいて、五年後の平成二十五年度の後期高齢者医療で支援金の加算・減算が行われることとなっております。

そのほか、退職者医療制度の改正、特別徴収等々、法改正や制度改正を見込んで所要の予算を計上させていただきました。

老人保健拠出金は六千七百七十二万七千円と大幅に減少いたしました。後期高齢者支援金等二億八百九十六万三千円や特定健康診査等事業費千六百五十五万五千円を新たに計上しております。

保険税では、約千百人が後期高齢者医療制度に移行することにより、退職被保険者のうち六十五歳以上七十五歳未満が一般被保

険者に移行すること等により、一億二千二百三十五万七千円減の五億四千百十八万六千円を計上いたしております。

後期高齢者医療についてであります。平成十九年度までの老人保健医療が、七十五歳以上の高齢者を対象に、その心身の生活実態を踏まえて、高齢者にふさわしい医療が受けられるよう制度設計された後期高齢者医療に変更されます。昨年二月に発足した岐阜県後期高齢者医療広域連合が保険証の交付、保険料の賦課、医療を受けたときの給付等を行い、町が保険料の徴収、申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡し等の窓口業務を行うことになっております。ことし三月まで老人保健で医療を受けている方は、四月から高齢者だけの新しい制度、後期高齢者医療で医療を受けていただくこととなります。この会計の主要な財源となる保険料は特別徴収分八千二百三十九万二千円、普通徴収分二千五十九万八千円を見込み、後期高齢者広域連合納付金となる保険料等負担金は一億一千八百七十三万三千円を計上いたしております。

下水道事業につきましては、その主な収入であります下水道使料は、家屋の新築及び排水設備の切りかえを見込み、対前年比三・六%増の二億三千三百万円を計上いたしました。

受益者負担金は、農地転用等の徴収猶予取り消しによる賦課一・九ヘクターなどで七百六十二万円を見込んでおります。

処理場管理費につきましては、汚泥発生を抑制した運転が二千七百日以上続いております。この抑制運転により、処理場管理費の軽減を図ることができておりますので、今後もこの運転が継続できるように努力してまいりたいと考えております。

公共下水道費につきましては、管渠工事として加茂土地区画整理事業区域内等へ、施行延長百三十五メートル、工事費六百三十八万円の予算を計上いたしております。これで、計画してござ

した下水道管渠工事はすべて完了することになるわけであり、公債費につきましては、元金償還金二億九千四百二万円、利子償還金一億五千五百五十八万九千円となり、元利償還額は前年度予算比で四千百三十三万八千円減の四億四千九百六十九万九千円となるわけであり、

下水道事業の主な収益であります水道料金は、家屋の新築による給水戸数の伸びを見込んで、一億五千五十四万八千円を計上いたしております。一方、費用につきましては、昨年水源地の配水機器のインバータ等の改修を行いました。引き続き電気設備の改修を行うため、建設改良費に所要の予算を計上いたしました。

また、配水管布設工事費として、加茂土地区画整理事業区域内の道水路整備にあわせて配水管布設延長百七十五メートルと、高屋地区等に延長三百八十三メートルを布設工事費千六百十三万円を計上いたしました。

以上のように、経費節減を図りながら予算編成を行ったところであり、損益の計算をしますと二千七百七十七万七千円の経常利益が計上でき、引き続き安定した企業経営が見込める状況であります。

次に、条例案件について順次御説明を申し上げます。

議案第二号は、北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

学校教育法の一部改正に伴う大学等の根拠規定となる条項を整理するものであります。

議案第三号は、北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

固定資産評価員の報酬の額を定めるための規定を整備するものであります。

議案第四号は、北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。

健康保険法等の一部改正に伴い、基金の設置目的等の規定の一部、老人保健法の規定による拠出金を高齢者の医療の確保に関する法律による支援金に改正するものであります。

議案第五号は、北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。

所得税法の改正に伴い、父子家庭児童扶養手当支給資格要件の税額基準を改正するものであります。

議案第六号は、北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。

行政改革に基づき、段階的に慰労金の額を改正するための条例改正をお願いするものであります。

議案第七号は、北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

後期高齢者医療制度の実施に伴う岐阜県福祉医療制度の見直しにより、受給資格者等の規定を改正、整備するものであります。

議案第八号は、北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

健康保険法等の一部改正に伴い、医療費の一部負担金、特定健康診査事業等についての規定を整備するものであります。

議案第九号は、北方町後期高齢者医療に関する条例制定についてであります。

今年度より実施することとなる後期高齢者医療制度に伴い、本町が実施することとなる事務等について規定するための条例を制定するものであります。

議案第十号は、北方町道路線の認定についてであります。

民間開発により道路敷地として寄附を受けたことに伴う五路線について認定をしようとするものであります。

議案第十一号は、平成十九年度北方町一般会計補正予算（第五号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ二千二百二十万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を五十一億四千九百九十七万一千円とするものであります。

歳入の主なものとしては、地方交付税千四百三十四万四千円、県振興補助金二百三十万五千円、新市町村振興宝くじ収益交付金三百三十三万九千円、福祉医療費補助金六百六十三万八千円を増額する一方で、自動車取得税交付金二百五十万五千円、特別交付金六百七十二万五千円、町債三千五百十万円等を減額するものであります。

次に、歳出の主なものでありますが、福祉医療費の乳幼児医療費助成事業七百八万一千円、重度心身障害者医療費助成事業四百四十一万円の増額や、防災行政無線、これは移動系であります。設置工事業の契約差金及び事務事業の契約差金等を減額するとともに、これら歳出の減額とさきの歳入の増額分をもって、新たに三千万円を財政調整基金に積み立てるものであります。

議案第十二号は、平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ百一十二万二千円を追加して、歳入歳出予算の総額を十八億三千五百六十四万四千円とするものであります。

その内訳は、国保情報データベースシステム改修費百五十万円、高額医療費共同事業拠出金六万二千円の増額補正を行うものであります。財源については、国庫負担金、特別調整交付金、県負担金、繰越金を充てるものであります。

以上で提出案件の説明を終わりますが、なお詳細につきましても、議事の進行に従いまして御説明を申し上げたいと存じます。よろしく御審議の上、適正な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年三月七日

一、議長 以上で提案理由の説明が終わりました。これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を願うことにいたします。

議長

お諮りいたします。議案調査のため、明八日から十二日まで五日間を休会といたし、本日はこれにて散会といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

署名議員

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明八日から十二日まで五日間を休会といたし、本日はこれにて散会することに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

署名議員

第二日は、十三日午前九時三十分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

午前十時五十七分 散会